

大 監 第 27 号  
平成24年8月2日

大阪市監査委員	東	貴	之
同	漆	原	良
同	高	橋	敏
同	高	瀬	桂

### 住民監査請求について（通知）

平成24年6月19日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

本件は、市・区役所職員らが給与を受けながら、職務免除申請を行わずして公務以外の日本赤十字社大阪府支部から委嘱された業務に従事してきた職務専念義務違反により、市が被った損害及び職員らの不当利得の返還を求める住民監査請求である。

大阪市は、長年にわたり日本赤十字社大阪府支部長名で「大阪市地区本部及び市内各地区職員の委嘱について」の依頼文に基づき、担当区長からの「受嘱承認申請書」を受けて各区長、区民企画担当課長、課長代理、係長、地域振興担当課長、課長代理、係長らが年間10時間程度勤務時間中に日本赤十字社大阪府支部の職務を行うことを承認してきた。

ただし、受嘱職務内容「日本赤十字社大阪府支部と各区の連絡調整に関すること」「日本赤十字社事業の普及に関すること」の業務を行うにあたっての勤怠取扱は、職免によることとなっている。（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項第5号）

しかしながら、市民局、各区役所の当該職員らは適正に職免申請を行わず、給与支払責任者らもこれらのチェックを怠ってきたものである。

本年4月、市情報公開担当を通じて各区役所の日本赤十字社大阪府支部業務従事の際の職免申請に関する調査を行ったところ、別表のとおり、ほとんどの区役所がまったく職免の申請なしに公務外の業務に従事していた。また、職免申請していたと回答した業務の内容は、日本赤十字社の「社員のつどい」などへの参加であり、区役所での社資取扱事務や募金徴収金の送付、日本赤十字社大阪府支部からの交付金（還付金）の処理・管理・配分、収支精算書作成などの内容は見受けられない。

西区、淀川区は「市内出張命令」の申請であり、公務扱いとなっている。東淀川区、北区に受嘱内容に基づく業務とみられるものがあるが、生野区は「21職免」というケースもあり、終日日本赤十字社の業務に従事している。受嘱申請の契約時間を越えているのではないかと。

いずれにしても、日本赤十字社大阪府支部と区長（地区長）・職員の関係は公務、公務外の認識もなく（中央区理由書）漫然と行われ、社員登録、寄付金の取扱いなども杜撰な事務処理がなされていた。加えて、社資募集の20%が事務費・事業費として還付され、区長（地区長）の裁量で消費されていることが判明した。大阪市の社資募集目標額は約3億円であり、その20%（目標額を越えた集金は5%プラス）6,000万円が返ってくる。その還付金（日本赤十字社は交付金と言っている）は区長の裁量で、各地の連合地域振興会へ配分したり（配分率は区による）全額を区で費消したりしている。

このたび、市長は市や区役所があたかも行政主導で社資募金を行い、還付金を自由に管理・支出している状況中止し、公務と公務外を峻別されたところである。日本赤十字社の多彩な歴史ある活動等への協力を絶ったものではない。見張り番が求めたことも同じである。

よって、監査委員は、少なくとも過去10年間に遡って、市・区役所職員らが職務免除の申請なしに公務外の日本赤十字社大阪府支部関連の業務に従事した時間の給与相当額を厳正に精算し、市の被った損害及び職員の不当利得を返還させるなど必要な措置を講ずることを市長に勧告されるよう求める。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求は、本市職員が職務に専念する義務の免除に係る手続（以下「職免手続」という。）を行わず、公務以外の日本赤十字社大阪府支部から委嘱された業務（以下「受嘱業務」という。）に従事することは職務専念義務違反に当たり、当該受嘱業務に従事した時間の給与相当額の損害・損失が本市に発生しているにもかかわらず、特段の理由もなく、それらの補填を求めていることは、違法に財産（債権）の管理を怠る事実があるとしてなされたものと解される。

しかしながら、請求人は、もっぱら職免手続の懈怠を問題とするところ、本市職員が受嘱業務と全く関係のない私的業務を行うなどしていたのであれば別であるが、必要な手続を経てさえすれば職務免除が正当に認定されるような内容の業務に従事していたのであれば、たとえ個別の職免手続を欠く場合であっても、包括的な受嘱関係がある以上、単なる手続漏れの範疇にとどまるのであって、給与相当額の返還を求めるのであれば、職免が無効であること、すなわち、業務の内容自体に問題があることを摘示する必要があると言うべきである。

この点、請求書の記載には、あたかも業務内容自体を問題としているかのようなくだりが見受けられなくもないが、事実証明書に照らして客観的、実質的に判断すると、請求人の主張は、詰まるところ、日本赤十字社、本市、各地域間の協力関係等が不明瞭などとして、独自の見解に基づく評価を展開するか、関係のあり方に疑問を呈するにとどまるものであっても、職免手続の懈怠を問題とする以上に業務内容上の問題を具体的に吟味して請求に及んだとは到底言えない。

そうすると、手続が杜撰であるとして批判の対象とはなり得るにしても、本市に損害・損失が生じているということはできないのは明らかであって、本件請求は、財産（債権）の管理を怠るとする事実の前提を欠き、法第242条の要件を満たすものではないと言わざるを得ない。

なお、本件請求についての判断は前記のとおりであるが、請求の対象とは解されないものの、受嘱業務に関して市内出張命令が行われていた点や、超過勤務手当が支給されていた点については、公務以外の業務が公務と位置づけられていたこととなり、明らかな誤りである。

これらの市内出張旅費及び超過勤務手当については、所管局より、平成24年7月17日に既に戻入（過去5年分）がなされた旨の説明を受けているところであるが、このように明らかな誤りが現に生じていたことから、本市として、公務、公務外の区別を厳正に行うべきと考えられるので、この際、あえて所感を付記する。